

中運交企第68号

認 定 書

裾野市長 村田 悠 殿

令和6年8月2日付け裾建都第87号をもって申請のあった地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域旅客運送サービス継続実施計画の変更については、同法第27条の3第7項において準用する同法第27条の3第2項の規定により認定する。

令和6年8月29日

中部運輸局長 中村 広樹



中 部 運 輸 局

資料5

中運交企第95号の34
令和6年9月27日

裾野市地域公共交通活性化協議会
会長 篠塚 俊一 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画の認定について

令和6年6月18日付け裾建都66号で申請のあった「令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条の規定を準用する第18条により令和6年9月25日付け国総地第125号で国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知する。